

千葉市告示第 1 3 5 号

道路の供用の開始

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉市建設局土木部路政課において、令和 3 年 3 月 9 日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 3 年 3 月 9 日

千葉市長職務代理者

千葉市副市長 鈴木 達也

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び供用開始区間

路線名	供用開始区間	
大森町 9 3 号線	中央区大森町 364 番 19 から	中央区大森町 364 番 10 まで
小倉町 2 1 7 号線	若葉区小倉町 1758 番 6 から	若葉区小倉町 1758 番 21 まで
小倉町 2 1 8 号線	若葉区小倉町 1738 番 45 から	若葉区小倉町 1738 番 50 まで
若松町 2 4 9 号線	若葉区若松町 2162 番 102 から	若葉区若松町 2162 番 108 まで
貝塚町 1 8 0 号線	若葉区貝塚町 270 番 10 から	若葉区貝塚町 270 番 5 まで
貝塚町 1 8 1 号線	若葉区貝塚 2 丁目 1306 番 7 から	若葉区貝塚 2 丁目 1306 番 134 まで
萩台町 7 9 号線	稲毛区萩台町 690 番 8 から	稲毛区萩台町 690 番 6 まで
椿森 9 6 号線	中央区椿森 1 丁目 31 番 14 から	中央区椿森 1 丁目 49 番 15 まで
千種町 9 5 号線	花見川区千種町 202 番 3 から	花見川区千種町 203 番 18 まで
幕張 5 1 4 号線	花見川区幕張町 2 丁目 2704 番 8 から	花見川区幕張町 2 丁目 2704 番 2 まで
幕張 5 1 5 号線	花見川区幕張町 3 丁目 1550 番 3 から	花見川区幕張町 3 丁目 1550 番 16 まで
南生実町 1 7 5 号線	中央区南生実町 1312 番 53 から	中央区南生実町 1179 番 8 まで
南生実町 1 7 6 号線	中央区南生実町 1181 番 53 から	中央区南生実町 1169 番 7 まで
南生実町 1 7 7 号線	中央区南生実町 1179 番 24 から	中央区南生実町 1156 番 4 まで
南生実町 1 7 8 号線	中央区南生実町 1181 番 51 から	中央区南生実町 1181 番 46 まで
南生実町 1 7 9 号線	中央区南生実町 1149 番 8 から	中央区南生実町 1168 番 4 まで
南生実町 1 8 0 号線	中央区南生実町 1149 番 17 から	中央区南生実町 1149 番 12 まで
南生実町 1 8 1 号線	中央区南生実町 1156 番 4 から	中央区南生実町 1154 番 13 まで
南生実町 7 0 1 号線	中央区南生実町 1181 番 61 から	中央区南生実町 1184 番 9 まで
おゆみ野南 1 6 8 号線	緑区おゆみ野南 6 丁目 49 番 27 から	緑区おゆみ野南 6 丁目 49 番 48 まで
小金沢町 2 3 号線	緑区小金沢町 5 番 11 から	緑区富岡町 138 番 1 まで
高田町 3 0 8 号線	緑区高田町 1078 番 15 から	緑区高田町 1078 番 86 まで
高田町 7 0 4 号線	緑区高田町 1076 番 87 から	緑区誉田町 2 丁目 21 番 1982 まで
高田町 3 0 9 号線	緑区高田町 402 番 189 から	緑区高田町 402 番 25 まで
検見川町 1 2 1 号線	花見川区検見川町 5 丁目 267 番 4 から	花見川区幕張町 4 丁目 499 番 1 まで

- 3 供用開始期日 令和 3 年 3 月 9 日